

NCB 電子記録債権取引規定（でんさいライト）

第1条(適用範囲)

- この NCB 電子記録債権取引規定（でんさいライト）（以下「本規定」といいます）は、株式会社西日本シティ銀行（以下「当行」といいます）が、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」といいます）との業務委託契約に基づき、利用者に提供する電子記録債権（以下「でんさい」といいます）のサービスのうち、でんさいライトサービスにかかる取扱いについて定めます。
- でんさいライトサービスの取扱いについては、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程」（以下「業務規程」といいます）、「株式会社全銀電子債権ネットワーク業務規程細則」（以下「業務規程細則」といいます）（以下これらを「でんさいネット業務規程等」といいます）、「でんさいライト利用規程」、および本規定を適用するものとします。

第2条(サービス形態)

- 利用者は、でんさいネットが提供するでんさいライトサービスを利用し、自らパソコン・スマートフォン・タブレット等を操作する方法（以下「でんさいライト利用」といいます）により、でんさいネットに対して次の請求をすることができます。ただし、でんさいライトサービスの利用者を債務者とするでんさいの発生記録請求を行う場合の請求可能な債権額は、1円以上100万円以下に限るものとし、でんさいライトサービスの利用者を債務者とするでんさいについての債権金額の変更記録請求は、変更後の債権金額を1円以上100万円以下に限るものとします。

①記録請求

発生記録請求（債務者請求方式）、発生記録請求（債権者請求方式）、譲渡記録請求、分割記録請求、変更記録請求、支払等記録請求

②開示請求

また、当行窓口において、別途でんさいによる融資の申込みの依頼を行うことができるものとします。

（以下「でんさいライト利用」及び「窓口利用」によるでんさい取引を総称して「本サービス」といいます）

- 本サービスに利用できる利用者番号は、でんさいネットにて名寄せのうえ採番された番号とします。

- 本サービスに利用できる決済口座の科目・預金種類等は当行所定のものに限ります。

- でんさいライトサービスは、でんさいネット所定の環境を備えた端末または当行所定の方法を用いて行うものとし、日本国内のみで利用するものとします。

- でんさいライトサービスと NCB でんさいサービスは併用できません。ただし、当行所定の書面を提出することで記録請求等を行う方法をいずれかの一方に変更することができます。（チャネル移行）

- でんさいライトサービスの利用は、でんさいネット及び当行の所定の認証方法、本人確認が必要となります。

- ログインID、ログインパスワード、承認用パスワードが第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合、機器の盗難、遺失などによりログインID等を第三者に知られるおそれがある場合、利用者はでんさいネットの取扱時間内にでんさいネットに届け出るものとします。

- ログインID、ログインパスワード、承認用パスワードの失念やロック解除はでんさいネット所定の手続きが必要となります。

第3条(利用時間)

- 本サービスの利用時間は以下のとおりとします。

①でんさいライト利用の場合 …… でんさいネットでのんさいライトの取扱時間に準じます。

平日 08:00～19:00

土曜、日曜、祝日：お取扱いいたしません。

なお、当日付で取り扱う記録請求については 15 時までに行う必要がありますのでご注意ください。

②窓口利用の場合 …… 当行の営業店窓口の取扱時間に準じます。

平日 09:00～15:00

土曜、日曜、祝日：お取扱いいたしません。

2.当行は、利用者に事前に通知することなく前項の利用時間を変更することができるものとします。なお、当行の責めによる回線工事等が発生した場合やシステムメンテナンス等により、取扱時間中であっても、利用者に予告なく、取扱いを一時停止または中止することがあります。

第 4 条(通知の手段)

当行もしくはでんさいネットは、通知の手段として、文書、電子メール、ホームページ、パソコン・スマートフォン・タブレットの画面等により通知を行うものとします。

第 5 条(利用申込等)

1.でんさいライトサービスの利用にあたっては、でんさいネット所定のウェブサイトで当行所定の申込書を作成し、当行窓口で申込みます。

2.申込人は、でんさいネットが定める「業務規程」「業務規程細則」「でんさいライト利用規程」及び当行が定める本規定の内容に同意のうえ申込みを行うものとします。なお、利用申込みにあたっては、当行所定の手続が必要となりますので、予め日数に余裕をもってお申込みください。

3.当行は、申込みを受け付けた後、当行所定の審査を行います。審査の結果、当行が申込者との間で利用契約を締結する場合には、遅滞なく利用者登録を行い、申込者に対して、でんさいネットから利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知いたします。

4.利用契約は、前項の通知に記載された利用開始日から、その効力を生じます。

5.第 3 項の審査の結果、当行が申込者との間で利用契約を締結しない場合には、当行は申込者に対して、遅滞なくその旨を通知するものとします。

第 6 条(債権者利用限定特約の申込み)

でんさいライトサービスの利用者または利用を希望する者は、「債権者利用限定特約」の申込みをすることができます。この場合、申込者は当行の取引店において所定の書面に必要事項を記入して申し込みます。

第 7 条(利用制限の届出等)

利用者は、自己が請求できる電子記録の範囲を制限する旨の申出及び制限を解除する旨の申出を行う場合、当行に對して書面で届け出るものとします。ただし、届出内容によっては、当行は申出を受け付けないことがあります。

第 8 条(利用者登録事項変更時等の届出)

1.利用者は、利用者登録事項に変更が生じた場合には、当行所定の書面を提出することにより、遅滞なく変更の内容を届け出るものとします。

2.利用者は、破産手続開始の決定その他業務規程細則で定める事由が生じた場合、当行所定の書面を提出することにより、遅滞なくその旨を届け出るものとします。

3.利用者登録の変更の効力は、お届けの受け付け後、当行所定の変更手続が完了した時点から発生するものとし、変

更手続完了前に利用者に生じた損害について、当行は責任を負いません。

4. 利用者の届出がされなかった場合または届出の内容に誤りがあった場合には、そのために利用者に生じた損害については、当行は損害を負いません。

第 9 条(承継・相続時の届出)

1. 以下の事由により、相続等で利用者の地位を承継した者は、当行所定の書面により遅滞なく届け出るものとします。

① 法人の合併等により、承継人が利用契約の地位を承継した場合

② 承継人が被承継人の決済口座、すべての電子記録債権を承継する場合

③ 個人事業主の死亡により電子記録債権がすべて消滅するまで相続人が利用を承継する場合

④ 相続人全員が被相続人の電子記録債権を分割承継する場合

2. 相続による承継の場合、相続人代表者は、被相続人が死亡したことを証する書類、相続人の戸籍謄本その他当行が定める書類を添付して届け出るものとします。

第 10 条(支払不能処分等終了後の債権者利用限定特約の解除の申出)

1. 債務者利用停止措置を受けた利用者について業務規程細則で定める期間が経過した場合、当行は当該利用者を、債権者利用限定特約を締結した利用者として取り扱うものとします。

2. 債務者利用停止措置の期間が経過した利用者は、当行所定の書面を当行に提出することにより、債権者利用限定特約の解除を申し出ることができます。

第 11 条(利用契約の解約または一部制限)

1. 利用者は、利用契約の解約を希望する場合、当行に対して当行所定の書面にて申出を行います。なお、利用者による解約申出は、利用者を電子記録債務者、電子記録債権者または電子記録保証人とする電子記録債権のうち、解約の対象となる利用契約に係る電子記録債権の全部が消滅したことを支払等記録によって確認したときに、その効力を生じます。

2. 当行またはでんさいネットは、利用者が業務規程第 16 条第 1 項各号に規定する利用契約の解除事由に該当し利用契約を解除する事態に至った場合には、文書により利用者にその旨を通知します。なお、当行またはでんさいネットによる利用契約の解除は、当行が利用者に対して通知した解除日にその効力を生ずることとします。

3. 前項の他、以下の場合も、当行またはでんさいネットから利用契約の解除または一部制限を行うことができるものとし、この場合も第 11 条第 2 項に準じて文書にて通知します。

① 利用者の財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合

② 利用者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合

③ 解散その他営業活動を停止した場合

④ でんさいネット所定の手数料または当行所定の手数料の未払いが連續して発生した場合

⑤ 本サービスが法令等（マニー・ローンキャッシング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると当行もしくはでんさいネットが判断した場合、及び犯罪等への関与が疑われる等、相当の事由があると当行もしくはでんさいネットが判断した場合

4. 利用者から一部制限を解除する場合は、第 7 条 1 項に準じて当行所定の書面で届け出るものとします。ただし、審査の結果、当行は申出を受け付けないことができます。

第 12 条(記録請求等)

- 1.利用者は、第 2 条に記載した発生記録等の記録請求について、原則としてでんさいライト利用により行うこととします。
 - ①ただし、窓口利用による場合、または通信機器・回線、パソコン等の障害、その他やむを得ない事由によりでんさいライト利用ができない場合は、当行の取引店の窓口に代行請求することができるものとします。
 - ②なお、代行請求する場合は、当行所定の書面により電子記録の請求に必要な事項を提供し、申し出るものとします。
- 2.第 3 条 1 項②で定める窓口利用の業務時間(銀行営業日の 9 時から 15 時まで)以降の、発生記録、譲渡記録、譲渡保証に係る保証記録、分割記録については、翌営業日に改めて請求してください。
 - ①発生記録、譲渡記録、譲渡保証に係る保証記録、分割記録については、上記の業務時間にかかわらず、記録日に翌営業日以降を指定した場合は、当該指定日を記録日とする予約取引の請求となります。
 - ②予約取引による記録請求については、記録日の前営業日まで取り消すことができます。
- 3.債権者請求方式による発生記録の請求については、債権者請求方式を取り扱っている金融機関を通じて取り扱うことができます。
 - ①利用者は債権者請求方式による発生記録の請求をする場合、当行の取引店において書面で申込みを行い、予め当行の承諾を得ることとします。
 - ②なお、当該発生記録は相手方債務者による 5 営業日以内(債権者が請求した日を含む)の承諾操作により成立します。また、5 営業日以内に相手方から承諾・否認のいずれの操作も行われなかった場合には、否認したものとみなします。
- 4.譲渡記録請求を行う場合、請求者は電子記録保証人として譲渡記録に係る保証記録が随伴して記録請求されます。
- 5.利用者は、分割記録請求を行う場合、分割債権(子債権)を、必ず譲渡記録請求により他へ譲渡しなければなりません。
- 6.利用者は、電子記録債権の発生記録後に、支払期日、債権金額、譲渡制限の有無を変更し、あるいは当該債権の削除を行う変更記録請求をすることができます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。
 - ①変更受付が可能な期限が経過している場合
 - ②当該電子記録債権について、既に譲渡記録、保証記録等の電子記録を行っている場合

利用者は、全ての利害関係者の承諾を得て、同上の変更記録請求をすることができます。この場合、当行所定の書面に利害関係を有する者の実印を押印し、当該書面に押印された印鑑にかかる印鑑証明書を添付して当行に提出してください。
- 7.利用者は、業務規程細則第 36 条第 1 項に該当する電子記録に対する訂正・回復が必要な場合は、当行へその旨を通知するものとします。

第 13 条(電子記録債権の決済等)

- 1.当行は、利用者が債務者かつ業務規程細則 37 条第 2 項各号に該当しない電子記録債権について、口座間送金決済(支払期日に債務者が事前に当行に届け出た決済口座より引落とし、電子記録上の債権者の指定口座に振り込む方法)により決済を行います。
 - ①引き落としにあたっては、当行の各種預金約定・規定にかかわらず、通帳・カード及び払戻請求書、当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。
- 2.口座間送金決済の決済資金は、支払期日の当行所定の時間に、債務者の口座より引き落とします。
 - ①決済する金額が債務者の決済口座より引き落とすことのできる金額を超えたが、支払期日の当行窓口営業時間終了

時刻までに不足額が入金された場合は、当該入金後に引き落とします。

②同一の日に複数件の電子記録債権の引き落しがあり、かつ、口座残高が債権金額の全てを満たさない場合、どの電子記録債権を引き落とすかは当行が決めるものとし、当行の決定について利用者は異議を申し出ないものとします。

③同一の日に当該電子記録債権以外の引き落しがある場合、引き落しの順序は当行が任意に定めることができるものとし、当行の指定について利用者は異議を申し出ないものとします。

④当行は、決済資金が不足する場合、入金督促等の通知義務を負いません。

⑤当行窓口営業時間終了時刻までに決済できなかった場合は、業務規程第46条1項または2項に基づき、当行はでんさいネットに支払不能事由を通知します。

⑥当行窓口営業時間終了後に入金された場合は、電子記録債権の決済とならないことがあります。この場合、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き責任を負いません。

3.利用者が債権者の場合は、期日に振り込まれた資金を事前に届け出た決済口座に入金します。

4.債務者は、口座間送金決済について、業務規程細則第42条第2項各号の事由により、口座間送金決済の中止を申し出ることができます。

①中止を申し出る場合は、支払期日の前営業日までに、当行所定の書面により申し出るものとします。

②債務者からの中止申出の場合、業務規程細則で定める場合を除き、当行が指定する債権者の本人確認書類を同時に提出してください。

5.債権者が口座間送金決済の中止を申し出た場合、支払期日に送付された振込資金を、債務者の指定金融機関に返却します。

第14条(異議申立等)

1.債務者は決済に異議がある場合は、業務規程第50条に基づき、支払期日の前営業日までに当行所定の書面を提出することにより異議申立をすることができます。

①異議申立を行う債務者は、当行の窓口営業時間終了時刻(支払期日の15時)までに、申出の対象となった支払不能電子記録債権の債権金額相当額の金銭(以下「異議申立預託金」といいます)を当行の窓口で預け入れます。なお、異議申立は異議申立預託金を預け入れたときに効力が生じます。

②利用者は、業務規程第51条第1項各号により、異議申立が終了した場合には、異議申立預託金の返還許可を申し出ることができます。

2.第2号支払不能事由がなりすまし、無権代理、不正アクセス、システムバグまたはオペレーションミス等により、利用者の請求がないのに電子記録がされたこと、または利用者から提供された情報の内容と異なる内容の電子記録がされたことによる場合には、当該債務者は、前項の異議申立に併せて異議申立預託金の預け入れの免除の申立をすることができます。

①異議申立預託金の預け入れ免除の申立を行う場合、債務者は、当行所定の書面により必要事項を提供して行うものとします。

第15条(開示)

1.利用者は、でんさいライトサービスを利用し、でんさいネット業務規程等で定める電子記録の記録事項等の開示請求のうち最新債権情報開示を確認することができます。

2.前項以外の開示請求は、当行所定の方法で行うものとします。

第 16 条(手数料)

- 1.利用者は、電子記録の請求、残高証明書（定例発行方式）の請求、開示請求等を行った場合、これらのサービスの利用にあたっては、でんさいネット所定の利用手数料の他に当行所定の利用手数料を、毎月、あらかじめ指定された手数料引落口座から引き落とす方法により支払うものとします。
- 2.前項の手数料の引き落としにあたっては、当行の各種預金約定・規定にかかわらず、通帳・カード及び払戻請求書、当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取り扱います。
- 3.特例開示、その他窓口より行った開示請求については、それぞれ請求の都度、当行所定の手数料を窓口にて徴求します。
- 4.手数料の金額については、当行の窓口に掲示する方法、その他当行所定の方法により利用者に開示いたします。なお、手数料の金額については、利用者に事前に通知することなく変更することができるものとします。
- 5.手数料引落口座は決済口座と同一の口座とさせていただきます。

第 17 条(免責条項)

- 1.利用者が届け出た書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があつても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- 2.当行の責めによらない通信機器・回線及びパソコン等の障害や誤作動、天災・火災・騒乱等の不可抗力、パソコンの盗難・紛失、裁判所等公的機関の措置等の事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 3.回線の障害等により取扱いが中断したと判断される場合等、記録請求等の取引が成立したか不明の場合は、障害回復後に取引内容を本サービスによりご確認ください。当行が意思表示を受信できず、取引が成立しなかった場合、そのため生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 4.法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合、当行はお客様の承諾なくして当該法令・規則・行政庁の命令等の定める手続きに基づいて情報を開示することができます。当行が当該情報を開示したことにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- 5.当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が受信または送信した情報に誤謬、遅延、欠落等が生じた場合には、そのために利用者に生じた損害については、当行に故意または重過失がある場合を除き、当行は責任を負わないものとします。
- 6.当行に故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスを利用したことについては、利用者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、純粋に当該事由に起因して現実に発生した直接損害に限ります。当行はいかなる場合であっても、逸失利益、間接損害、特別損害、その他利用者に生じる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

第 18 条(解約)

- 1.本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。
- 2.当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

3. 利用者が解約の申出を行った場合、支払期日が到来していない電子記録債権があるときは、決済が完了するまで解約手続きを中断します。

4. 本利用契約が解約等により終了した場合には、そのときまでに各種請求等の処理が完了していない取引の依頼について、当行はその処理をする義務を負わず、それによって生じた損害についても責任を負いません。

第 19 条(規定の変更)

1. 当行は本規定を当行の都合、または業務規程、業務規程細則、でんさいライト利用規程の変更等により、いつでも変更できるものとします。

2. 本規定の変更内容及び変更日は当行のホームページに掲示するものとし、その変更日の到来とともに変更後の規定が適用されるものとします。

3. 本規定の変更日以降、利用者が新たに本サービスを利用した場合は、変更後の規定を承認したものとみなします。

第 20 条(規定の準用)

本規定、業務規程、業務規程細則、でんさいライト利用規程のいずれにも定めのない事項については、当行の各種預金約定・規定、各種当座勘定貸越約定、銀行取引約定書等の諸規定を準用するものとします。

第 21 条(業務委託の承諾)

当行は、当行が任意に定める第三者(以下「委託先」といいます)に業務の一部を委託できるものとし、利用者は、当該委託に必要な範囲内で利用者に関する情報が委託先に開示されることに同意します。

第 22 条 (利用者情報の取扱い)

当行は、本サービスによって取得した利用者の情報を利用者との間の他の取引に利用できるものとします。

第 23 条(譲渡・質入の禁止)

この取引に基づく利用者の権利は、譲渡・質入をすることはできません。

第 24 条(合意管轄)

本規定に関する訴訟については、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

附則

1. 本規定は、西暦 2025 年 11 月 17 日から施行する。